

航空自衛隊達第26号
改正平成元年2月28日航空自衛隊達第4号
平成4年6月29日航空自衛隊達第32号
平成14年3月27日航空自衛隊達第6号
平成16年9月17日航空自衛隊達第22号
平成18年7月26日航空自衛隊達第35号
平成26年3月24日航空自衛隊達第17号
平成29年6月23日航空自衛隊達第27号
平成30年11月14日航空自衛隊達第21号
令和元年12月24日航空自衛隊達第24号
令和2年3月26日航空自衛隊達第25号
令和3年5月25日航空自衛隊達第49号

航空自衛隊の予備自衛官の人事記録に関する達を次のように定める。

昭和61年12月19日

航空幕僚長 空将 大村 平

航空自衛隊の予備自衛官の人事記録に関する達

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 予備自衛官人事記録の分類（第3条）

第3章 予備自衛官人事記録の作成及び保管（第4条―第16条）

第4章 予備自衛官人事記録の移管（第17条―第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊の予備自衛官の人事記録の作成、保管及び移管
に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める
ところによる。

- (1) 担当方面隊司令官 予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛
庁訓令第33号）別表に定める区域を担当する航空方面隊司令官をいう。
- (2) 地区予備自衛官担当部隊等 航空自衛隊の予備自衛官の任用、服務等に
関する達（昭和61年航空自衛隊達第24号）第2条第2号に規定する地
区予備自衛官担当部隊等をいう。
- (3) 防衛招集等 予備自衛官の招集手続に関する訓令第2条第1号に規定す
る防衛招集等をいう。

- (4) 防衛招集等部隊等 予備自衛官の招集手続に関する訓令第2条第3号に規定する防衛招集等部隊等をいう。
- (5) 訓練招集部隊等 予備自衛官の招集手続に関する訓令第2条第4号に規定する訓練招集部隊等をいう。
- (6) 担当地方協力本部長 予備自衛官の招集手続に関する訓令第2条第5号に規定する担当地方協力本部長をいう。

第2章 予備自衛官人事記録の分類

(人事記録の分類)

第3条 予備自衛官の人事記録は、記入記録と保存記録に分類する。

2 記入記録は、次に各号に掲げるものとする。

- (1) 予備自衛官勤務記録表
- (2) 予備自衛官勤務記録表副本（3等空尉以上の予備自衛官だけ）
- (3) 予備自衛官勤務記録表抄本

3 保存記録は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予備自衛官志願票
- (2) 継続任用志願票
- (3) 予備自衛官のサービスの宣誓書
- (4) 予備自衛官の人事記録に関する届出書類
- (5) 予備自衛官が自衛官であったときの保存記録

4 第2項第1号及び第2号については、予備自衛官が自衛官であったときの勤務記録表及び勤務記録表副本を、予備自衛官に採用後も引き続き使用するものとする。

なお、当該勤務記録表が人事記録に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第25号。以下「人事記録訓令」という。）第4条の規定に基づく電磁的方法により記録されている場合は、これを紙に印刷して使用するものとする。

5 第2項第3号の様式は、別紙様式のとおりとする。

第3章 予備自衛官人事記録の作成及び保管

(記入記録の作成者)

第4条 記入記録の作成者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 3等空尉以上の予備自衛官の記入記録 航空幕僚長。ただし、3等空尉に昇進した予備自衛官の予備自衛官勤務記録表副本の作成者は、当該予備自衛官の昇進前における担当方面隊司令官とする。
- (2) 准空尉、空曹及び空士の予備自衛官の記入記録 担当方面隊司令官
(予備自衛官人事記録の保管者)

第5条 予備自衛官の人事記録の保管者（以下「保管者」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 3等空尉以上の予備自衛官の予備自衛官勤務記録表及び保存記録 航空幕僚長

(2) 3等空尉以上の予備自衛官の予備自衛官勤務記録表副本並びに准空尉、空曹及び空士の予備自衛官の予備自衛官勤務記録表及び第3条第3項第5号に掲げる保存記録 担当方面隊司令官

2 3等空尉以上の予備自衛官の予備自衛官勤務記録表抄本については、航空幕僚長、准空尉、空曹及び空士の予備自衛官の予備自衛官勤務記録表抄本並びに第3条第3項第1号から第4号までに掲げる保存記録については、担当方面隊司令官が、それぞれ、当該予備自衛官に係る担当地方協力本部長に保管及び記入について依頼するものとする。

(予備自衛官人事記録担当者)

第6条 記録担当者の指定については、人事記録に関する達（昭和38年航空自衛隊達第22号。以下「人事記録達」という。）第3条第2項の規定を準用する。

(予備自衛官の届出)

第7条 予備自衛官は、人事記録訓令第8条第1項各号に掲げる事項又は勤務する職場若しくはその所在地について変更を生じた場合は、速やかに担当地方協力本部長に届け出るものとする。

(予備自衛官人事記録の整備及び保管)

第8条 人事記録は、常に最新の状態に整備し適切に保管するものとする。

2 保存記録の整備は、当該保存記録の保管者が行うものとし、整備に当たっては、人事記録達第22条第3項及び第5項の規定を準用する。

(予備自衛官勤務記録表抄本の写しの作成)

第9条 記入記録の作成者は、予備自衛官勤務記録表抄本の写しを作成し、速やかに当該予備自衛官に係る地区予備自衛官担当部隊等の長に送付するものとする。

(記入記録記載資料の送付)

第10条 記入記録の記載を要する事項の根拠となる資料の送付については、人事記録達第11条の2の規定を準用する。

(予備自衛官人事月報の取扱い)

第11条 記入記録の記載に当たっては、航空自衛隊の予備自衛官の任用、服務等に関する達第16条に規定する予備自衛官人事月報（B）を記載の根拠資料とすることができる。

(記入記録等の記入)

第12条 保管者は、予備自衛官に係る記入記録について記入を行うものとする。

2 地区予備自衛官担当部隊等の長は、予備自衛官勤務記録表抄本の写しにつ

いて、記入を行うものとする。

- 3 前2項の記入については、人事記録達第13条の規定を準用する。この場合、記入事項及び記入要領等は、別紙のとおりとする。

(記入記録の送付等)

第13条 記入記録の作成者は、作成した記入記録のうち、他の保管者が保管すべきものについては、速やかに当該保管者に送付するものとする。

- 2 予備自衛官勤務記録表抄本については、速やかに当該予備自衛官に係る担当地方協力本部長に送付するものとする。

- 3 担当方面隊司令官は、毎年4月1日現在における記入記録の内容を、別に示すところにより4月末日までに航空幕僚長（募集・援護課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

(保存記録の保管要領)

第14条 保存記録の保管要領については、人事記録達第21条の規定を準用する。

(記入記録の検査及び照合)

第15条 記入記録の検査及び照合については、人事記録達第12条の規定を準用する。

(予備自衛官人事記録の再製、複製、確認、閲覧及び証明)

第16条 予備自衛官人事記録の再製、複製、確認、閲覧及び証明については、人事記録達第7条から第10条までの規定を準用する。

第4章 予備自衛官人事記録の移管

(予備自衛官人事記録の移管)

第17条 予備自衛官人事記録の移管に当たっては、送付票によりその授受を明確にするものとする。

- 2 予備自衛官人事記録の移管を受けた保管者は、記載事項について誤記又は記載の不備若しくは不明りょうな点を発見したときは、移管前の保管者に照会の上、補正するものとする。

(採用時の予備自衛官人事記録の移管)

第18条 担当方面隊司令官は、退職した自衛官が准空尉、空曹及び空士の予備自衛官に採用されたときは、離職時の保管者に対し、自衛官であったときの人事記録の移管を速やかに依頼するものとする。この場合、人事記録達第25条第1項の規定により既に航空幕僚長に移管済みである人事記録については、航空幕僚長に依頼するものとする。

- 2 前項の規定により、担当方面隊司令官から人事記録の移管の依頼を受けた離職時の保管者は、人事記録達第25条第1項の規定にかかわらず、当該人事記録を担当方面隊司令官に移管するものとする。この場合、移管した旨を

航空幕僚長（補任課長気付）に通知するとともに、当該自衛官の勤務記録表を複写したもの1部を送付するものとする。

（転居等に伴う予備自衛官人事記録の移管）

第19条 保管者は、予備自衛官が転居等により保管者を異にする移動を行ったときは、速やかに保管している当該予備自衛官の人事記録を移動後の保管者に移管するものとする。

2 移管手続については、航空自衛隊の予備自衛官の任用、服務等に関する達第17条及び第18条の規定による。

（訓練招集命令による予備自衛官勤務記録表抄本の移管）

第20条 訓練招集部隊等の長は、予備自衛官に訓練招集命令が発令されたときは、担当地方協力本部長から当該予備自衛官の予備自衛官勤務記録表抄本の移管を受けるものとする。

2 訓練招集部隊等の長は、訓練が終了したときは、当該予備自衛官の予備自衛官勤務記録表抄本に訓練招集に関する事項を記入の上、速やかに担当地方協力本部長に移管するものとする。

（防衛招集命令等による予備自衛官人事記録の移管）

第21条 防衛招集等部隊等の長は、予備自衛官に防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令（以下「防衛招集命令等」という。）が発令されたときは、担当地方協力本部長から当該保管に係る予備自衛官人事記録の移管を受けるものとする。

2 保管者は、予備自衛官に防衛招集命令等が発令されたときには、当該予備自衛官の人事記録を人事記録達第3条第1項各号に規定する保管者に移管するものとする。

3 前項の規定により移管を受けた保管者は、自衛官（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第70条第3項の規定により自衛官となった予備自衛官をいう。以下この項において同じ。）の防衛招集等が解除又は取り消された場合には、当該保管に係る自衛官の人事記録を、移管を受ける前の保管者に移管するものとする。

（予備自衛官勤務記録表抄本の写しの移管）

第22条 予備自衛官勤務記録表抄本の写しの移管については、第19条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、防衛招集命令等が発令されたときの予備自衛官勤務記録表抄本の写しの移管先は、人事記録達第17条に規定する保管者とする。

（予備自衛官離職者の人事記録の移管）

第23条 予備自衛官勤務記録表の保管者は、予備自衛官が離職したときは、当

該予備自衛官に係る人事記録を担当地方協力本部長から移管を受け、当該予備自衛官の人事記録を整備し、人事記録達第8条に規定する確認を行った上、別に指示する時期に次の各号に掲げる書類とともに、航空幕僚長（補任課長気付）に移管するものとする。

- (1) 予備自衛官勤務記録表抄本の写し
- (2) 死亡の場合は、死亡を証明する書類の写し

附 則

この達は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則（平成元年2月28日航空自衛隊達第4号抄）

この達は、平成元年2月28日から施行する。

附 則（平成4年6月29日航空自衛隊達第32号抄）

この達は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日航空自衛隊達第6号）

この達は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成16年9月17日航空自衛隊達第22号）

この達は、平成16年9月17日から施行する。

附 則（平成18年7月26日航空自衛隊達第35号抄）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成26年3月24日航空自衛隊達第17号）

この達は、平成26年3月24日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年11月14日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成30年11月15日から施行する。

附 則（令和元年12月24日航空自衛隊達第24号）

- 1 この達は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に従前の規定により作成されている予備自衛官勤務記録表は、この達の規定により作成された勤務記録表とみなして所要の修正をして引き続き使用することができる。

附 則（令和2年3月26日航空自衛隊達第25号）

この達は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和3年5月25日航空自衛隊達第49号）

この達は、令和3年5月25日から施行する。

別紙（第12条関係）

予備自衛官記入記録の記入要領

1 全般

予備自衛官記入記録の記入要領は、この記入要領によるほか、人事記録達に定める記入要領による。

- (1) 予備自衛官勤務記録表及び予備自衛官勤務記録表副本に記入する場合は、次による。

記録の表題「勤務記録表」を朱線を引いて抹消し、ゴム印（8.5cm×0.5cm）により「航空自衛隊予備自衛官勤務記録表」と改めるとともに、特技、階級号俸、勤務記録、資格免許、学歴、表彰、処分、災害派遣、傷病歴等の欄に記入する場合は、自衛官退職前の記録と区分するため、各欄の退職前記録の次の行に朱線を引き、その次の行から記録を記入するものとする。ただし、階級号俸欄に給与額改定が予想される場合は、記入のための余白を空けた後とする。

- (2) 氏名を変更した場合は、従前の氏名に朱線を引いて抹消し、当該氏名欄の余白部分に変更後の氏名を記入する。
- (3) 記入欄がない場合は、努めて備考欄等の余白部を活用する。
- (4) 予備自衛官離職者の記録を収納する記録書類入れには、表面右上部に直径3cmの

大きさで  と朱書きし、表面右上部の氏名の下に離職年月日を記入する。

2 各欄の記入要領

- (1) 予備自衛官勤務記録表

ア 認識番号欄

AO、AEをAOR、AERに改める。

イ 階級欄

指定された階級を「予備3尉」の例により記入する。

ウ 職種／職域／主特技欄

指定された特技の特技職名称を記入する。

エ 号俸欄

予備自衛官としては、記入しない（以下「記入しない。」という。）。

オ 基準学歴、任用期別、任用区分、教育訓練及び精勤章欄

記入しない。

カ 特技欄

指定された特技の名称、番号、指定年月日及び根拠を記入する。指定された特技を取消し又は変更した場合は、従前の指定された特技に朱の二本線を引くとともに、取消し年月日を記入する。

キ 勤務記録欄

予備自衛官採用時に指定した階級、昇進、継続任用、任用期間の延長、退職、

免職、担当区域の変更、防衛招集等、訓練招集、防衛招集等の解除（又は猶予）、防衛招集命令等の取消し、訓練招集命令の取消し、訓練招集命令の変更及び死亡について記入する。

(ア) 担当区域の変更

変更年月日及び変更後の地方協力本部を記入する。

(イ) 訓練招集

a 招集訓練を終了者した場合

出頭日、訓練招集日数及び出頭基地等を記入する。また、根拠命令欄には訓練招集命令書の交付番号を記入する。

b 訓練招集部隊等の長が出頭した予備自衛官について訓練招集命令を変更した場合

出頭日、変更した訓練招集日数、変更理由及び出頭基地等を記入する。また、根拠命令欄には個別命令番号を記入する。

c 地方協力本部長が訓練招集命令を取消し又は変更した場合

訓練招集命令が取り消された場合は個別命令の発令年月日を、訓練招集期間が変更された場合は出頭日を記入し、それぞれ取消し又は変更の理由を記入する。また、根拠番号欄には、個別命令番号を記入する。

(ウ) 防衛招集等

a 防衛招集等の発令

出頭日及び防衛招集命令書、国民保護等招集命令書又は災害招集命令書の命令文を記入する。また、根拠番号欄には、防衛招集命令書、国民保護等招集命令書又は災害招集命令書の交付番号を記入する。

b 防衛招集等の解除

解除日及び解除の理由等を記入する。また、根拠番号欄には個別命令番号を記入する。

ク 階級号俸欄

階級、発令年月日及び根拠番号を記入する。

ケ 備考欄

訓練招集部隊名及び交付した予備自衛官手帳番号を記入する。

コ 家族欄

参考事項欄については、招集連絡人の氏名、続柄、住所、所轄警察署及び最寄り駅を記入する。

(2) 予備自衛官勤務記録抄本

ア 訓練招集部隊欄

編制単位部隊又は編制単位群部隊までの部隊名を可能な限り記入する。

イ 特技欄

自衛官離職前に保有していた特技を転記した後記入する。

ウ 階級欄（1面）

自衛官離職前の階級歴を転記した後記入する。

エ 資格免許欄

- 自衛官離職前の資格免許を転記した後記入する。
- オ 前歴欄
自衛隊入隊以前の前歴を転記した後記入する。
- カ 職業欄
職業、会社名、勤務場所等を記入する。
- キ 手帳番号
交付した予備自衛官手帳の番号を記入する。
- ク 招集連絡人
招集連絡人の氏名、続柄、住所、所轄警察署及び最寄り駅を記入する。
- ケ 指定の特技欄
前号ウ「職種／職域／主特技」欄と同じ。
- コ 職域欄
幹部は特技職名を、准曹士は大職域を記入する。
- サ 入隊（出身）期別
「防大33期」、「新隊員140期」の例により記入する。
- シ 指紋欄
母指先全面の指紋を明瞭に押す。ただし、抄本の写しは省略することができる。
- ス 身体（採用時）欄
予備自衛官として採用時の身体状況を記入する。
- セ 既往歴欄
既往歴を有する場合は記入する。
- ソ 参考事項欄
身体に関する総括的な医官の意見を記入する。

